仕 様 書

1 業務の名称
札幌市営地下鉄車内広告掲出業務

2 業務の期間
契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的
令和8年4月1日に課税を開始した札幌市宿泊税の概要について、周知を図ること。

4 業務の内容
(1)札幌市営地下鉄の全線全車両に、委託者が用意するB3ポスター横を1枚ずつ計440枚掲出すること。
- 広告媒体は、札幌市交通局広告メディアガイド(2026年3月発行。)11ページ掲載の「まど上ポスター」を使用すること。
- 広告料金は業務委託費用に含めるものとする。
- 掲出期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。
- 契約締結後、委託者が作成する広告料金減免申請書を札幌市交通局に提出すること。

(2)完了届の提出
- 業務完了後、完了届に挙証書類等を添付して委託者に提出し検査を受けること。

5 その他
- 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と十分に打合せをすること。
- 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。
- この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、適宜委託者と協議すること。
- 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(市役所本庁舎2階北)
札幌市財政局税政部市民税課 坂本・山本 電話:011-211-2272
E-mail:zeisei.syozei@city.sapporo.jp